

第3次名古屋市消費者行政推進プラン（案）に対する
市民意見の内容及び市の考え方

令和4年3月

名古屋市

「第3次名古屋市消費者行政推進プラン（案）」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容は、一部を要約して掲載しましたのでご了承ください。

1 市民意見募集の概要

(1) 意見募集期間 令和4年1月4日（火）から2月3日（木）

(2) 意見提出状況 意見提出者数 1名
意見総数 8件

提出方法	郵便	ファックス	電子メール	持参	合計
提出者数	0名	1名	0名	0名	1名
件数	0件	8件	0件	0件	8件

2 市民意見の内訳

項目	意見数
(1) 具体的施策に関すること	7件
基本方針Ⅰ 消費者被害の防止及び救済	5件
基本方針Ⅱ 主体性のある消費者の育成	1件
基本方針Ⅲ 消費生活の安全・安心の確保	1件
(2) その他	1件
合計	8件

(1) 具体的施策に関すること (7件)

基本方針 I 消費者被害の防止及び救済 (5件)

- インターネットを活用した消費生活センターや相談窓口の PR を国や県と連携して積極的に行うべきである。通販などの広告の前後に消費生活センターの広告が流れるようにしたらどうか。

【市の考え方】

いただいたご意見を参考に消費生活センターの認知度向上に努めてまいります。

- 「取引行為の適正化の推進」の中の事業者への調査・指導の実施について、目標は適正に実施するとなっているが、具体的・積極的な手立てと目標を数値でも示していただきたい。

【市の考え方】

不適正な取引行為を行う疑いのある事業者等に対する調査・指導の実施件数について、本来は調査・指導の対象となる事業者がいないのが目指す姿であり、数値を増加させていくことが望ましいことではないため、目標の数値化に馴染まないものと考えております。

寄せられた消費生活相談を適宜分析し、すみやかに調査を行い、不適正な取引行為が確認された場合は、条例に基づき指導を行ってまいります。

- 消費生活センターの相談体制の強化は、相談員の力量向上が必要である。相談員の対応力の向上とはあるが、そのためには相談員の処遇改善が基本であり、正規職員としての採用増、経験年数の評価などをプランに盛り込むべきである。

【市の考え方】

相談員については、会計年度任用職員として雇用をしており、その処遇についても名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例により定めているところです。今後も、相談員の質の向上及び体制の確保に努めてまいります。

- 高齢者等を見守る活動を行う団体とあるが、実態がよく分からないので、団体とその活動内容について紹介してほしい。福祉や介護行政との連携の強化についても触れるべきである。

【市の考え方】

プラン本編 29 ページに記載の「名古屋市消費者安全確保連絡会議」において、本市の介護を含めた福祉部門や生活安全部門等を構成員とし、高齢者の見守り活動を推進しているところです。今後も関係機関と連携し、見守りネットワークの構築・強化に取り組んでまいります。

なお、消費生活センターが支援する団体についてプラン本編に記載させていただきました。

- 成年年齢が引下げられるが、当分の間、クーリングオフに準じた解約制度を 18 歳・19 歳に適用するなど、消費者保護の立場から国にも積極的に働きかけるべきである。

【市の考え方】

消費生活センターに寄せられた相談情報は、国において収集し、消費者政策の企画・立案や法執行に活用されています。今後も機会をとらえ、国に対し若者の消費者被害の未然・拡大防止について働きかけてまいります。

基本方針Ⅱ 主体性のある消費者の育成（1 件）

- エシカル消費の啓発は大切なので、気候危機打開のための自然再生エネルギーの普及、二酸化炭素排出量の削減につながる消費行動の推進を位置づけるべきである。

【市の考え方】

二酸化炭素排出量の削減につながるなど環境に配慮した消費行動としてエシカル消費の普及・啓発は重要と考えております。今後も本市の環境部門等の関係機関と連携し、エシカル消費の普及・啓発に努めてまいります。

基本方針Ⅲ 消費生活の安全・安心の確保（1件）

- 物資供給協定について、目標値が40事業者となっているが、適切かどうか判断できない。現在の協定の内容と、これから必要と考える協定内容と連携先についても記載すべきである。

【市の考え方】

物資供給協定については、名古屋市地域強靱化計画等との整合を図って目標値を設定しております。また、協定締結事業者につきましては、名古屋市地域防災計画において掲載しているところです。引き続き、関連計画と整合を図りながら協定締結事業者の拡充に努めてまいります。

(2) その他（1件）

- リフォーム被害が増えている。名古屋市としてリフォーム助成制度を創設し、業界団体と連携して安心して業務を発注できる優良事業者を認定すべきである。

【市の考え方】

本市では、耐震化や住宅の低炭素化、バリアフリー化などの政策誘導的なリフォームに対して助成を実施しております。

また、消費者が安心して事業者を選び、リフォームを行うことができる環境を整えるために、国が住宅リフォーム事業者団体登録制度を運営しております。

市のウェブサイト等を活用して、これらの情報の周知に努めてまいります。

名古屋市 スポーツ市民局 市民生活部 消費生活課
電話：052-222-9679
FAX：052-222-9678
電子メール：a2229679@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp